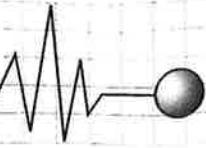


●判例速報 No.1

救急部・心臓血管外科・消化器内科 = 大動脈瘤解離の検査義務・転送義務
(夜間診療所／クリニック - 無責・因果関係否認／請求棄却)



適切な検査の実施や転送義務を怠った 結果、患者が解離性大動脈瘤破裂により 死亡したとして損害賠償を求めた事例

札幌地裁 平成26年9月17日判決（控訴中）
事件番号 平成21年（ワ）第2177号

Points

要約

54歳男性は、平成20年3月15日午後6時40分ころ、ビールを少量飲んだところ気分が悪くなつて一時意識を失い、救急車でY市夜間急病センターに搬送されA医師の診察を受け、患者は臍周辺に持続痛、吐きや下痢があることを伝えた。この時の血圧は120/50mmHg、体温は35.0℃で、腹部について、「軟らかで、平坦」であること、圧痛があること、ディフェンスがないこと、ブルンベルグ徵候がないこと、腸雜音が過剰活動であるとの所見があることを確認し、ソセゴン投与後、腹部レントゲン検査が実施された。A医師は患者の症状を急性腸炎ないし急性胃腸炎と診断し、午後10時10分ころ、痛みが治まってから帰宅させた。16日、W胃腸科内科を訪れ、B医師の診察を受けた。B医師は、下痢があり便に血が混じることを認識し、前日の経緯を聞き取った旨、診療録に記載した。午前8時52分ころの心電図検査の結果では、異常所見は発見されなかつた。また、午前9時ころ実施した腹部エコー検査の結果では、脂肪肝と腸管拡張が認められたほかは、異常所見は発見されなかつた。B医師は患者にボルタレン座薬2個とセルシン2Aを投与するとともに、大腸内視鏡検査を実施し、虚血性大腸炎であると診断した。その後、太郎さんはソルデム3Aの点滴を受けて、午後2時ころに帰宅したが、午後4時10分ころ、自宅で意識を失つて倒れ、病院に搬送されたものの、午後5時10分、解離性大動脈瘤破裂による心タンポナーデにより死亡した。

このため原告ら（妻と子ら）は、医師らに過失があったなどと主張して、Y市医師会とB医師に対して、不法行為または診療契約上の債務不履行に基づいて損害賠償金の支払いを求めた。

裁判所は、A医師には心音を聴取する義務に違反する過失があつたとしつつも、結果との因果関係を認められず、CT検査や転送の義務はなかつたとし、B医師には失神の可能性を排除するための検査であるバイタル確認を行う義務はなかつたとし、その他請求も過失がないなどとして原告らの請求を棄却した。